

建設業法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号） 1

建設業法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（あつせん又は調停をしない場合の措置）</p> <p>第十七条 審査会は、<u>法第二十五条の十四の規定によりあつせん又は調停をしないものとしたときは</u>、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 会長は、<u>法第二十五条の十九第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たつては</u>、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その者の氏名を通知しなければならない。</p> <p>（申請手数料）</p> <p>第二十六条 法第二十五条の二十四の申請手数料の額は、次の表の上欄の申請の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>2 〃 4 （略）</p> <p>（申請手数料を納めたものとみなす場合）</p> <p>第二十六条の二 あつせん又は調停の申請人が<u>法第二十五条の十五第二項の規定による通知を受けた日から二週間以内に当該あつせん又は調停の目的となつた事項について仲裁の申請をする場合</u>における申請手数料については、当該あつせん又は調停の申請につ</p>	<p>（あつせん又は調停をしない場合等の措置）</p> <p>第十七条 審査会は、<u>法第二十五条の十四の規定によりあつせん又は調停をしないものとしたときは</u>、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込がない場合においてあつせん又は調停を打ち切つたときも、同様とする。</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 会長は、<u>法第二十五条の十六第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たつては</u>、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その者の氏名を通知しなければならない。</p> <p>（申請手数料）</p> <p>第二十六条 法第二十五条の二十二の申請手数料の額は、次の表の上欄の申請の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>2 〃 4 （略）</p> <p>（申請手数料を納めたものとみなす場合）</p> <p>第二十六条の二 あつせん又は調停の申請人が<u>第十七条後段の規定による通知を受けた日から二週間以内に当該あつせん又は調停の目的となつた事項について仲裁の申請をする場合</u>における申請手数料については、当該あつせん又は調停の申請について納めた申</p>

。いて納めた申請手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす

請手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。